

## 中世地域史研究の課題

——愛知県史編さん委員会編『愛知県史 通史編2 中世1』  
の書評を通して——

羽根田 柁 稀

一

二〇一八年、愛知県史編さん委員会編『愛知県史 通史編2 中世1』が世に問われた。本書の上梓を待ち焦がれた人びとも多かつたにちがいない。貴重な資料を、共通の財産として後世に残し、活用すべく、愛知県史編纂事業は、実に一九九四年に始動した。これ以降、全五八巻（通史編一〇巻、資料編三六巻、別編一二巻）を刊行し、ついに二〇二〇年、編纂事業が完結した。その掉尾を飾った『愛知県史 通史編9 現代』と『愛知県史 通史編10 年表・索引』が実を結び、いまや、これらの收穫を批判的に検討する段階に移行しつつある<sup>1</sup>。

明治初年の廃藩置県にともない、前近代の尾張国と三河国をその領域として誕生した愛知県の沿革のうち、本書『愛知県史 通史編2 中世1』は、一二世紀末から一五世紀末までの三〇〇有余年の歩みを叙述する。この時代、尾張と三河の足並みは決して揃わず、その対比さえ興味深い。異質な両国が合成される事態など、だれが想像しえたであろうか。

それでは、本書の成り立ちを次に示そう。

中世の風景

第一章 中世の尾張・三河

第一節 自然環境・境界と災害

第二節 時代区分と尾張・三河の地域的特質

第二章 鎌倉幕府と尾張・三河

第一節 院政期の尾張・三河の動向

第二節 治承・寿永の内乱

第三節 承久の乱とその後

第四節 尾張・三河の在地勢力

第五節 得宗専制から鎌倉幕府滅亡へ

第三章 室町幕府と尾張・三河

第一節 建武政権から室町幕府へ

第二節 南北朝の動乱と尾張・三河

第三節 尾張の守護と国人

第四節 三河の守護と国人

第五節 尾張・三河の奉公衆

第六節 応仁・文明の乱と尾張・三河

第四章 荘園・公領の展開

第一節 荘園・公領の成立

第二節 公領

- 第三節 一宮・二宮・三宮領
- 第四節 尾張の荘園
- 第五節 三河の荘園
- 第六節 荘園・公領の衰退と在地勢力
- 第五章 鎌倉・室町時代の都市と村落
  - 第一節 交通と宿・市
  - 第二節 中世村落と民衆
  - 第三節 中世窯の生産と流通
- 第六章 鎌倉・室町時代の寺社と文化
  - 第一節 尾張・三河の寺社と宗教文化
  - 第二節 地域有力神社の展開
  - 第三節 尾張・三河の顕密寺院の展開
  - 第四節 中世寺院の知識の集積と伝播
  - 第五節 美術作品からみる尾張・三河
  - 第六節 鎌倉仏教の成立と発展―禅宗―
  - 第七節 鎌倉仏教の成立と発展―浄土・法華―
  - 第八節 人々の信仰

『愛知県史 通史編2 中世1』の序奏として設定された章「中世の風景」では、武家政権の成立と展開、民衆の自立と村落・都市の生流転、仏教の社会的な浸透、これら三つを列島社会の中世の特色として教え上げる。そのう

えて、政治史の流れを概観するとともに、「国際・国内および愛知県域の主な出来事」年表を掲げる。

列島大の時代像を描く前章を承け、第一章では、いよいよ尾張と三河に照準を合わせ、言うなれば「愛知中世史」の舞台に足を踏み入れる。第一節では、河川の流路の変化にともなう変動する国境・郡境、人びとが関心を寄せず境界線が引かれない山林の様相、災害によって生命や生業を奪われる人びとの不安定な生活条件のありさまを描く。これに次ぐ第二節では、関東に誕生した武家政権の影響が守護・地頭の設置によって拡大するにつれ、「荘園公領制」が変質・定着したことを時代の特徴として挙げる。また、東（鎌倉）の幕府勢力と西（京都）の朝廷勢力とののはざまに位置することを地域の特徴として認識し、その境界の移り変わりを政治権力の活動にたどりつつも、近江から美濃を経由して尾張・三河へと結ぶ中世の東海道の成立にともない、多種多様なヒトやモノを受け入れる門戸が東西双方向に開かれたことを述べる。このように、第一章までの叙述は、これに続く本論全体の見取り図をあらかじめ提示する緒論として組み立てられた構成と言えよう。

第二章は、一二世紀末から一四世紀半ばまでの政治史に割かれ、政治構造と政治過程を丹念に追う。中世の武士を「公権力から武力の行使を容認されるだけでなく、一歩進んで自らも公権力の主体となり、人民を統治する者」（三七頁）と定義づけ、その具体例として、旧来の在地勢力たる重宗流源氏と熱田大宮司家、新来の守護・地頭たる東国御家人を取り上げる。しかしながら、その行く末は大いに異なった。京都の院権力と密接な関係にあったことから、鎌倉幕府を成立せしめた治承・寿永の内乱ではなく、承久の乱によって大きな変動を余儀なくされた。院方に属した武士と在庁官人が没落し、その跡を襲って東国御家人が新たな領主として進出した。ただし、必ずしもすべての在庁官人が没落したわけではない。尾張では、この内乱後にも国衙に拠る在庁官人が勢力を維持しえた。その一方、三河では、在庁官人が凋落し、新たに下野国を本拠とする足利氏が守護として入部した。これによって、足利氏一族による三河支配の拠点として矢作の町場が整備されると同時に、足利氏の実質的な経済基盤として組み込まれた。さらに、三河は、吉良氏・今川氏・斯波氏・一色氏・細川氏・仁木氏など、後代に室町幕府を支える足利一門を育む母胎

となった。一三世紀末には、中央の派閥抗争と地方の武士団一族内の対立とが連動し始め、足利氏一族や熱田大宮司家も対立から分裂に至り、結果として一四世紀の内乱を引き起こしながらも、一族の庶子がその政治的な地位を高めた。とりわけ、三河に拠る足利氏の場合、内乱下の足利軍団は三河の一族を中心に構成され、これが三河から京都に進出する引き金となった。さて、このような足利氏による三河支配を生み出した条件として、七条院の存在に注目したことは重要な指摘であろう。七条院とは、後鳥羽院の生母にして後高倉院の実母、後堀河院の祖母である。京都の女院と足利氏との有機的な繋がりが三河支配の前提とされる。また、七条女院の後も、三河が持明院統天皇家の分国と化したことが指摘される。このように、東に武家政権、西に公家政権、いずれの作用をも受ける第二章の時代とは相異なり、続く第三章の時代に至るや、公武の両政権が同居する西方に、尾張・三河が引き寄せられる。

第三章は、一四世紀半ばから一五世紀末までの政治史に割かれる。室町幕府が成立した後、一〇数年間に及んだ高氏一族による尾張・三河支配が、観応の擾乱によって終止符を打たれた。とりわけ、額田郡の国人領主二人が一揆を結んで足利直義方に与し、三河守護の高師兼に対峙したことが知られる。この擾乱は、尾張・三河の現地の利害関係が絡んで展開したため、在地勢力が幕府から離反し、混乱が収束することはなかった。このような反足利尊氏勢力を鎮めるべく、新たに尾張守護に任じた美濃守護の土岐頼康に対して、幕府は半済令を打ち出して支援せずにはいられなかった。この内乱の過程は、「軍事的貢献を期待できる有力守護に、より依存せざるをえない体制が作られていった」（一九二頁）と評価される。このようにして強大化する守護権力の伸長を牽制すべく、守護の権限が及ばない奉公衆の所領を幕府が配して対抗したものの、その奉公衆の出自は三河・近江・尾張・美濃に集中する様相を呈した。内乱状態を乗り越えて以降、尾張では、在国せず在京する守護の斯波氏による支配が形成された。在京守護代・在国守護代（守護又代）として織田氏が尾張に入部し、織田氏一族による尾張支配の拠点として、下津に守護所が設置された。その一方、三河では、守護の一色氏による支配が形成され、前代以来の矢作が変更され、守護所は宝飯郡御津の周辺に設定された。さらに、一四世紀の内乱は、列島の東西を結ぶ海上交通の結節点として、知多半島の地位

を向上せしめた。これは、一色氏が三河守護に加え、尾張国の智多郡守護と海東郡守護、若狭守護、丹後守護に就き、伊勢湾と若狭湾を圍繞する地域を押さえたことに表現される。また、応仁・文明の乱は、首都京都にとどまることなく、尾張では守護斯波氏の家督争いとして、三河では細川氏と一色氏による守護職争いとして内乱が展開した。内乱後も、美濃守護土岐氏の家督争いをめぐって守護代織田氏が分裂し、岩倉に抛る伊勢守家と清須に抛る大和守家が対立したほか、松平氏が岩津や安城に、水野氏が小河や刈谷に、戸田氏が田原や仁連木に擡頭し、一六世紀の地域支配が顕現化しつつあった。

第四章は、社会経済史、とりわけ「荘園公領制」に振り当てられ、荘園・公領の構造、その成立と領有、解体の推移をたどる。「荘園公領制」を「荘園と公領がともに並存する体制」（三〇二頁）と定義づけ、これが一一世紀末に形成されて以降は「中世国家の国制として維持された」（三〇〇頁）と述べる。一二世紀の尾張では、海部郡が海東郡と海西郡に分割されたほか、愛智郡・丹羽郡・春日部郡にはそれぞれ東条と西条、中島郡には南条と北条という行政単位が設置された。散在する「在庁名」、領域性が認められる「保」、その内部に「村」を有す「郷」の単位で編成された公領が、一四世紀の尾張では、知行国主たる醍醐寺三宝院の所領として、在庁官人が収納を担う「国衙一円地」と地頭が収納を請負う「国衙正税地」に区分された。また、真清田社領、大縣社領、熱田社領、伊勢社領という神社領荘園を特筆するほか、大成荘、富田荘、安食荘、篠木荘、稲木荘、上門真荘、長岡荘、堀尾荘、海東三箇荘、碧海荘、高橋荘、志貴荘、吉良荘、重原荘、山中郷、富永保、宇利荘、小野田荘、これら個別の荘園が伝領される過程を描いたストーリーを束ねたアンソロジーのような成り立ちである。さて、第四章で注目すべきは、神社領がきわめて多いことにある。神社領荘園は、在地勢力に加え、国衙に結集する在庁官人が公領を寄進することによって拡大した。そればかりでなく、殊に、熱田社の領地は、公領の分割あるいは再開発によって成立したり、立荘された後も荘号を名乗らず公領として維持されたりしたことが指摘される。

第五章は、社会経済史を担い、生産、流通、消費、交通、村落、都市、民衆の「生」の日常の実相に迫る。第一節

では、京都から近江―美濃―尾張―三河―遠江を經由して鎌倉へ入る交通路として、中世の東海道に焦点を当てる。垂井・青墓（美濃）から中世の東海道を東進することによって、墨俣―小熊―玉の井―黒田―下津―萱津―熱田―鳴海―二村山―八橋―矢作―山中―宮路山―赤坂―渡津―豊川―今橋―高師山をたどり、白須賀・橋本（遠江）へと歩みを進める。沿線に点々と成立した町場の、栄枯盛衰・生生流転を通時的に描いたストーリーを束ねたアンソロジーのような成り立ちである。また、近江―伊勢―尾張へと進むルート上に位置する津島や、伊勢湾を臨んで海の道に接続する伊良胡、羽豆崎、大浜も取り上げられる。下津と萱津の都市的繁栄の一方で、墨俣、鳴海・熱田、渡津・豊川・今橋では、自然条件に左右される不安定な交通のありさまと、そうであればこそ誕生した町場の様相を描く。その反面、これらの町場を結ぶ動線の様態は、さして明瞭ではない。これに続く第二節と第三節では、百姓の生命、生存、生活、生業、生産に焦点を当てる。低湿地の耕地と谷あいの耕地の生産や野・山と海の生業の実際から、自立を強める百姓の動向を見出し、文書を作成して政治的主張を領主に提起し、訴訟や年貢の未進、減免要求、逃散に打って出る百姓上層たる「村人」を発見する。

第六章は、文化史を扱い、地域の寺社勢力の成立と展開、文芸と思想、彫刻と絵画、工芸、民衆の「心」の実相に迫る。先行する第四章と同様に、神祇が高く評価される。大国霊社、真清田社、大縣社、熱田社、猿投社という有力な神社を取り上げながらも、とりわけ熱田社の構造と変遷、行事と景観、熱田信仰を詳述する。また、顕密寺院として、甚目寺、性海寺、萬徳寺、密蔵院、瀧山寺、普門寺に着目する。尾張では、国衙が位置する沖積平野地域に展開し、在庁官人の中島氏や尾張氏を檀那としたものの、在庁官人層の没落にともない、経営基盤を獲得することができなかった寺院が廃絶した。その一方、三河では、平野に近い山地の谷あいに一山寺院として展開し、足利氏などの地頭・御家人を檀那とし、古代以来の有力寺院が中世寺院として再生した。さらに、「知の拠点」（六六八頁）として、長母寺と無住、真福寺と能信、猿投社と幕府御家人の中条氏を特筆する。その成立には、東西交通が不可欠であり、「知の流動」（六七〇頁）が結実した空間として寺社が評価される。そして、新来の禪宗、浄土信仰、法華信仰は、地

域社会や地域住民と密接な関係を構築することによって教線を拡大した。御師によって統率された熊野信仰、伊勢信仰、白山信仰、津島牛頭天王信仰、現世安穩・後世善処の希求にも筆が乗る。とりわけ、室町幕府によって発給された補任状「公帖」が地域のすみずみにまで伝来することに注目することによって、宗教者がいち早く地域社会に深く分け入り、その後に、細かな宗教の力を借りて地域をつかむべく、政治権力が模索する動向を解明したことは、きわめて重要な指摘であろう。「夷中」と表現された地域社会の実情は、宗教者によって最初に把握された。これにより、政治権力は宗教を追い越すことができるかという問題を提起する。

以上のように、『愛知県史 通史編2 中世1』は、序論で表明された列島中世史の三本の柱を旋律として、本論では、武家政権の成立と展開を第二章・第三章に、民衆の自立と村落・都市の生流転を第四章・第五章に、仏教の社会的な浸透を第六章に割り当てる。そればかりか、「愛知中世史」の幕開きを告げる指標として提出された、広義の東西交通という要素が、通奏低音としていずれの章の輪郭をも規定して成り立つ。各章の分量がおよそ均等に配分された、オーソドックスな構成であろう。

## 二

『愛知県史 通史編2 中世1』の叙述で注目すべきは、多種多様な史料を有機的に活用していることにある。たとえば、第五章では、物語や和歌集、説話集、軍記、紀行文、史書などの文献資料、絵図や絵巻の美術資料、遺跡や遺構、遺物の考古資料、地名や地図の地理資料、時代を降った近世資料などが用いられている。第六章では、公帖や胎内文書（像内文書）、語録、經典、縁起、勸進帳、檀那帳、聖教などの宗教文献資料、仏具や仏像（本尊）、尊像画像、祖師像、頂相、墨跡、名号本尊、光明本尊、曼荼羅、参詣曼荼羅、絵巻、絵伝、宝篋印塔、五輪塔、多宝塔、梵鐘などの宗教美術資料などが効果的に用いられている。これからの地域史研究が進むべき道筋を明示する、貴重な成

果である。

その一方で、本書『愛知県史 通史編2 中世1』の叙述に疑問を感じないわけではない。本書の最大の特徴にして最大の問題点は、第四章を象つた「荘園公領制」にある。それと同時に、第五章との関係も検討されねばならないだろう。第四章全体の具体叙述は、個別の荘園・公領を並べるにとどまり、尾張・三河という地域の個性を見出だしたい。荘園・公領の伝領とその内部構造を記すものの、変化の要因とその動態が不明確である。制度の外皮に覆われ、人間社会に特有の対立や葛藤、矛盾の内実には筆が及ばない。また、第四章を叙述する立場は、おしなべて上から目線である。

とりわけ、第四章第六節に顕著なことに、「地頭や現地の武士によって荘園が不法に支配され、年貢が未納となる」(四二二頁)、「荘園領主の立場は幕府や守護の意向に従わざるを得ないことが増えていき、現地の武士による不法行為や占拠によつて、その支配は衰退していった」(四二四頁)、「地元の有力武士である国人らの押領、すなわち力づくで奪い取るといった不法な支配によつて年貢の未納が続く」(四二九頁)と表現されるように、叙述するにあつた「不法」という言葉が濫用される。ここで、「不法」と形容される場面を確認すると、「押妨」「抑留」「濫妨」「狼藉」「違乱煩」「未進」「対捍」などの中世の語彙が該当するだろうか。この文脈を敷衍すれば、民衆は「不法」な一揆を結び、「不法」に惣村を形成したとする評価に行き着く。いずれにせよ、この論述では、執筆者の立場が史料の書き手たる荘園領主の思想と完全に一体化している。叙述の立場性を検討せねばならないものの、それらはすべて「荘園公領制」という枠組みを設定した帰結に他ならないのではなからうか。

本書『愛知県史 通史編2 中世1』では、国家的土地所有にもとづき、荘園領主が本来の務めを果たすための経済基盤として、その制度的総体を「荘園公領制」という概念に込めているように思われる。たとえば、「荘園公領制は中世国家の国制として維持された」(三〇〇頁)と標榜しつつも、その実、「荘園と公領が並立して存在する体制を荘園公領制と称する」(二四頁)、「荘園と公領がともに並存する体制(荘園公領制)が形成された」(三〇二頁)とし

て表現されるように、被支配民衆をも包括する社会体制としてよりも、むしろ門閥貴族による土地私有の体系を主軸に据えた叙述に傾いているかに見える。そのうえ、「国権を分掌した中世国家においては、先の土地私有の体系（重層的な土地私有体系——評者注）は、国家的課役の徴収体系としても機能する」（二九四頁）と述べ、「荘園は、土地と百姓（労働力）を結びつけることによって得られる富、すなわち労働の生産物（農産物など）またはそれを交換することによって得られる対価物（銭など）を、その土地の所有ならびに生産にかかわりをもつ人々が、彼らの間で私物として収納・分配するシステムである」（三〇一頁）と解釈していることから、「荘園」が荘園領主の経済基盤として理解されていることが明白である。そして、「社会経済史における中世の土地所有システムであり税徴収システムである荘園制」（二四頁）と結論づけていることから、「荘園公領制」と「荘園制」とを混用しているようにも見受けられる。

このような意味が込められた「荘園公領制」という視角を選択した結果として、殊に、尾張では、神社領荘園が占める位置が多いことが明らかになった。その背景として、天皇家領荘園があつたればこそ神社領が維持されたことが理解される。これゆえに、「荘園公領制」にもとづく叙述が採用されたと考えられよう。その反面、この視角に拘束されると、掬い上げられずに見失ってしまう現象が無数にあることに気づかされる。地域史研究によって解き明かされるべき、住民の生活の現場の実態はさして明瞭ではなく、遠方の荘園領主の論理もしくは願望に則つた重層的な土地制度の仕組みという印象を拭いきれない。目線は荘園領主か在地領主どまりである。しかしながら、列島中世の特色は、中央の権門による私的土地所有の体系にあるのではない。いみじくも本書『愛知県史 通史編2 中世1』の第二章・第三章が示したように、中世の列島では、諸地域の動向と中央の政情とが密接に連動していた。中央の政治的な権威・権力と、列島の津々浦々とを結びつけた仕組み、すなわち、「荘園制」という社会体制こそ、注目に値する。

そもそも、かつて網野善彦<sup>(2)</sup>氏が提言した「荘園公領制」という概念は、中世日本の土地制度ないし基礎的社会構造を定義づける用語であつた。その結実として、荘園と公領との有機的な連関や荘園制の国家的性格を自覚的に追究す

る潮流が生み出された。しかしながら、本書『愛知県史 通史編2 中世1』では、「荘園公領制」を一面では国制ないし社会体制を示す概念として設定するとはいえども、すでに述べたように、その実、土地制度の範疇を脱しない。その一方、提唱者である網野善彦氏が、被支配身分たる民衆生活の多様性を指摘するともに、それらの異質な民衆世界が内在させた矛盾、葛藤、軋轢、摩擦、分断、破綻、瓦解、衝突、抗争、相剋、妥協、交錯、融合、混沌、連帯、排除、挫折、逸脱、支配、抵抗などの現象が、さまざまな歴史的發展を生み出していく人間社会の動きに注目したことを忘れてはなるまい。いま、この視角をも自覚的に継承することが求められよう。したがって、すでに工藤敬一氏<sup>(3)</sup>が提起しているように、「荘園制」こそ、中世の社会体制を表現するに相応しい概念ではないだろうか。社会構造としての「荘園制」の枠組みのもと、一二世紀末に形成された「荘園公領制」と、これが一四世紀に再編成された「社本所一円領・武家領体制」という土地制度が展開したと理解する有力な学説である。公領の性格を低く位置づけた見解ではない。

かつて石母田正氏は、戦後中世史研究を領導した金字塔『中世的世界の形成』序文の一節にて、「庄園の歴史は私にとって何よりもまず人間が生き、闘い、かくして歴史を形成してきた一箇の世界でなければならなかった」と述べた。その批判的継承者として、たとえば、河音能平氏は、「中世封建社会の成立ということは勤労人民としての農民大衆にとって何を意味していたのか、いいかえれば、いわゆる荘園体制とは農民大衆にとって一体何であったのか」という問いを立てて検討した。また、永原慶二氏は、荘園制が、「貴族や寺社の領地というにとどまらず、中世社会の国家体制・身分・土地制度・収取体系など、国家と社会の骨格・システムを規定するもつとも基礎的かつ総括的な性格をもつ」ことを指摘するとともに、その理解に不可欠な三つの要素の筆頭に、「荘園は在地荘官・百姓、その他諸種の住民がそこに生き、働き、さまざまの社会関係をとり結んできた中世社会の生活舞台である」ことを挙げた。<sup>(6)</sup>このような先学の視角が、地域史研究の成果たるべき本書『愛知県史 通史編2 中世1』に薄弱であり、欠落しているように見受けられる。そうでなければ、「荘園制」とは住民にとって何だったか、という問いが立てられると

もに、叙述する視点が、遠隔の荘園領主ではなく、尾張・三河に暮らす人びとに設定されたにちがいない。

してみれば、本書『愛知県史 通史編2 中世1』の課題の筆頭が、身分制社会に対する視角が不足していることにあると言えよう。前近代の社会は、構造的な差別の体系たる身分制を内在させている。その実態を描くことは、歴史を叙述するうえで不可避の使命である。すでに述べたように、本書『愛知県史 通史編2 中世1』は、武家政権の成立と展開、民衆の自立と村落・都市の生流転、仏教の社会的な浸透、これら三本の柱を中世史の要素として掲げている。しかしながら、それらの意義や歴史的な達成を真に理解するためには、大前提としての身分制、構造的差別、社会集団への叙述に、より多くの紙数を割くべきではなかっただろうか。身分制という深刻な差別のありようを認識することによって、矛盾、葛藤、軋轢、摩擦、分断、破綻、瓦解、衝突、抗争、相剋、妥協、交錯、融合、混沌、連帯、排除、挫折、逸脱、支配、抵抗など、人間社会の厳しい現実と歴史の動因を理解することができよう。しかしながら、本書では、第五章第二節が、農業民、漁業民と林業民、職人、女性と子ども、下人という項目を立てているものの、これは、身分制下の社会構造ゆえに必然的に設定された立項ではなく、村落を構成する多種多様な民衆を解説する要請にもとづいて列挙されたに過ぎない。天皇を一方の頂点とする社会全体、あるいは、共同体内部での差別、女性と子ども、非人の社会的な地位に言及することなくしては、全体史を捉えることはできない。

たとえば、本書『愛知県史 通史編2 中世1』では、領主階級たる支配身分が政治史の叙述に登場する。もとより彼らは社会の全容にあらず、一部の上層に過ぎない。さらに、本書は、列島中世史の柱の一つとして、武家政権の成立と展開を数え上げている。この要素は、在地領主という新たな支配身分の誕生に注目する、きわめて重大な視角である。それにもかかわらず、在地領主と被支配身分たる民衆との関係が問われることはない。個別支配を展開した在地領主が結集し、内乱の過程で形成された特異な軍事組織である幕府とは、民衆にとって何であったのか。政治史から民衆を切り捨てた本書の構成は、身分制社会という現実を直視せず、これを覆い隠した牧歌的な認識を助長させかねない。

これと同様に、民衆と文化史とを断ち切った構成にも、問題がある。本書『愛知県史 通史編2 中世1』の構成は、おしなべて中世の民衆が、カミやホトケを無条件に信奉しているのかのとき錯覚を与えかねない。文化史が宗教によって彩られていることは相違ないものの、第一に民衆生活での神祇や仏教の位置づけを問わねば、宗教史を含む文化史もまた、民衆から遊離した特異な空間という印象を与えかねない。

また、本書『愛知県史 通史編2 中世1』によって「愛知中世史」の指標とされた、広義の東西交通の叙述にも、課題がある。およそ西から東へと場面が転換する構成は、京都から「東下」した門閥貴族や連歌師の目線に由来することを忘れてはなるまい。所領相続をめぐる訴訟を起すべく鎌倉へ向かった阿仏尼（安嘉門院四条）の『十六夜日記』や、皇位継承をめぐる特命を帯びた飛鳥井雅有の『春の深山路』、宮廷を去って出家廻国した二条の尼（久我雅忠の娘）の『とはずがたり』のように、鎌倉を京都と結びつける東西交通の誕生抜きには、紀行文が成立しない。そのうえ、紀行文の性格として、書き贈る読者の趣向に合わせて文章がアレンジされたことが知られている。<sup>(7)</sup> さらに、「歌枕」の地名は、文学的教養として門閥貴族や連歌師に共有された。<sup>(8)</sup> たとえば、「八橋」は、『伊勢物語』の故実に由来する格別の「歌枕」であり、在京しながらに想像をめぐらす対象であった。したがって、資料情報 の意図や主観を排除して事実を追究すべく、史料批判の作法を徹底せねばならないことを痛感させられる。そして、外部世界からの通過者による観察が有効である一方、現地生活者側から東西交通の実態とその意味を見出さず必要があろう。単なる通路でも回廊でもなかったはずだ。

ところで、本書『愛知県史 通史編2 中世1』は、列島中世史の柱の一つとして、仏教の社会的な浸透を謳い上げている。しかしながら、第四章・第六章が解明しているように、荘園であれ、文化であれ、神祇の占める位置が大きい。それにもかかわらず、なぜ仏教という要素を特筆して取り出さねばならなかったのだろうか。神祇が仏教に取り込まれていたという理解は、果たして妥当であろうか。そのような意味で、早くに清水三男氏が、荘園という制度的・行政的な枠組みだけでは住民生活の実体が見えないことを指摘するとともに、民衆やその村落と神祇や神社領と

の結びつきを分析したことが注目される。<sup>(9)</sup> いま、清水三男氏の業績こそ、まさに尾張・三河の事例に即して検討される必要がある。

尾張・三河にとって「中世」とは何を意味していたのか。尾張・三河の人びとにとって「中世」という経験は何であったのか。いま、原点に立ち返りたい。

### 三

「愛知中世史」の幕開きは、鎌倉幕府の成立によって告げられた。これを起点に、尾張・三河にも守護・地頭が設置され、とりわけ承久没取地に数多くの新補地頭が進出した。また、新興の都市鎌倉と既存の京都とを結びつける新たな交通・流通が誕生したことによって、双方からヒトやモノが流入し続けた。このように、「愛知古代史」から脱皮する引き金は、外的要因であった。これこそ、本書『愛知県史 通史編2 中世1』の基調であろう。列島史のダイナミズムと没交渉な純粹培養など、ありうべくもなかった。それゆえにこそ、必然的に、鎌倉の武家政権と京都の公家政権を両端に据える東西方向のものさしが用意された。したがって、尾張・三河には、「東国と西国のはざま」(二六頁)、中間地帯、回廊地帯という受動的な位置づけしか与えられない。そればかりか、この基準では、岐阜県域などにも当てはまり、必ずしも愛知県域に特有の個性とは言えまい。

しかしながら、私見では、この東西軸とは別に、国境を越えたホットスポットを見出だすことができる。東濃(美濃東部)を一方の起点に、尾東(尾張東部)・西三(三河西部)、知多半島から海を渡り、対岸の志摩半島へと到る、およそ南北方向に連なる帯状の地域である。これは、古代に国府や国分寺が設置された尾西(尾張西部)・東三(三河東部)の中世の様相が、さして明確な像を結んでいないことの裏返しでもある。とはいえ、残存する歴史資料の偏在という事態を差し引いても、この地帯の動向は注目に値する。

たとえば、一二世紀以降では、山田郡の重宗流源氏山田氏、丹羽郡の大縣社大宮司原氏、碧海郡の重原氏、額田郡の熱田大宮司藤原氏、賀茂郡の中条氏と重宗流源氏足助氏、碧海・額田・幡豆の三郡にわたる足利氏一族、一四世紀以降では、山田郡の水野氏、智多郡の荒尾氏、額田郡の彦部氏、碧海・額田の二郡にわたる和田氏、東濃から尾東へと進出した土岐氏一族などは、中世の有力者である。また、尾張では、国衙の周辺に国衙領と熱田社領が集中する一方で、未開発地の開発・不安定耕地の再開発を根拠に立てられた荘園は、国衙から離れて分布している。三河では、国衙から遠く離れた賀茂・碧海・幡豆の三郡に荘園が分布し、一郡全体をその領域とするような高橋荘や吉良荘を見出すことができる。さらに、施釉陶器や焼締陶器、山茶碗を産出した窯業では、東濃窯、瀬戸窯、猿投窯、知多窯（常滑窯）、渥美窯という列島最大の生産地を擁した。そして、伊良胡や羽豆崎、大浜は海上交通との結節点であり、志摩半島を発った伊勢社の「神船」などが来航した地点でもある。これらの拠点は、必ずしも中世の東海道沿いではない。

そこで、いづれも尾張の、定光寺と乾坤院に注目したい。『定光寺祠堂帳』<sup>10</sup>によると、美濃との国境に近接する定光寺に対して、米や銭、田畠を寄進した人びとの居住地は、立地する尾東（尾張東部）のみならず、東濃（美濃東部）から西三（三河西部）にかけても分布していたことがわかる。また、『血脈衆』、『小師牒』<sup>12</sup>によると、三河との国境を画す衣ヶ浦（衣浦湾）に臨む乾坤院が、拠点を構える知多半島を中心に、対岸の西三（三河西部）や三河湾に浮かぶ篠島にも、授戒会を通してその信仰圏を広げていたことがわかる。したがって、このように南北方向に伸びる地帯を形成せしめた原動力や、その要因をも解き明かす必要があるろう。

ときに、この地帯は低地の縁辺という特徴を共有している。この現象は、前代と対比すると、より明瞭な輪郭を描く。尾張・三河では、古代の条里地割の多くが、幾筋もの大川が形成した低地に設定された。<sup>13</sup>これに対して、中世の生活と生業の舞台は、低地の縁辺、山地と平野との境界に位置する谷口や山縁、あるいは海縁に拡大しつつあった。小規模な労働力によって湧水を利用して谷戸を開墾し、東国から入部した地頭の技術によって低湿地の大規模な

開発に着手する、中世の村落像が描かれている<sup>(14)</sup>。これらを基盤に、活発な活動を展開する在地勢力が局地的に育まれたと言えよう。木曾三川が網目状に織りなす尾西（尾張西部）と中央構造線を流れ下る豊川が潤す東三（三河東部）の平地は、大水と隣り合わせの氾濫原であるため、恒常的な生産を維持しがたかったのではなからうか。このように、東西軸と南北軸が交叉することこそ、「愛知中世史」に特有の個性ではあるまいか。

#### 四

伊勢湾とそれに注ぐ幾多の河川によって象られた地域。「愛知」の枠組みを取り外すと、広域的な地域単位を見出すことができる。

まず、正平六年（一二三五一）二月二七日、洞院実世が父の洞院公賢に宛てた書状に注目したい<sup>(15)</sup>。

京都事蒙<sup>レ</sup>仰候、而尾州凶徒蜂起之上、東国左右未<sup>ニ</sup>承定<sup>一</sup>候之間、当年官軍悉令<sup>ニ</sup>在国<sup>一</sup>候、一身先令<sup>ニ</sup>歸參<sup>一</sup>候、於<sup>ト</sup>參<sup>レ</sup>都拜<sup>レ</sup>尊顔<sup>一</sup>候者、可<sup>レ</sup>達<sup>ニ</sup>七余廻之本懐<sup>一</sup>候、

これによれば、「尾州」が「東国」と区別される地域であったことがわかる。これよりさき、北朝に出仕していた公賢が、京都を制圧した南朝によって左大臣に任ぜられた<sup>(16)</sup>。大和国吉野郡の賀名生に抛る南朝の実力者たる実世は、「尾州」の兵乱と「東国」の不安定な情勢のため、いまだに京都へ足を向けられないと述べている。実世が憂慮すべき「東国」の様相とは、北陸から鎌倉に落ちた足利直義と、南朝に降伏して京都から進発した足利尊氏とが対峙した薩埵山合戦を指し、この内乱の形勢が尾張にも波及し、直義方として「尾州凶徒」が立ち上がった動静と考えられる。ここでは、「尾州」が「東国」から自立していたことを確認したい。

無住の『沙石集』には、三河の矢作宿を舞台とした「身ヲ売テ母ヲ養タル事」という一篇が収録されている<sup>17</sup>。人買いの商人に身を売り、美濃から関東へ連行された人物の悲痛な叫びであり、大飢饉に襲われた人びとが、生活のために生命を犠牲にせねばならない現実を訴える説話である。同時代の貴重な証言として注目せねばならないもの、ここでは、その空間認識に注目したい。美濃に暮らした母子にとって、関東こそ未知の世界であれ、矢作は美濃と近似した世界であったことがわかる。

時をほとんど同じくして、一三世紀末の三河に成立した『瀧山寺縁起』<sup>18</sup>は、文書や記録、聖教、口承に取材して瀧山寺史を描くとともに、地域社会の歴史をも叙述した貴重な文献である<sup>19</sup>。それによると、嘉祿元年（一二二五）、美濃国安八郡の平野荘から番匠を招いて瀧山寺本堂を造営し、三河東部の船形寺や鳳来寺、財智寺などの僧侶を招き、その落慶供養を執り行った<sup>20</sup>。また、建長四年（一二五二）、瀧山寺三重塔の落慶供養には、美濃国土岐郡の桜堂から照寂上人を導師として招いたことが知られる<sup>21</sup>。

その後、建長六年（一二五四）二月一四日には、増恵法眼を大勧進とした瀧山寺本堂の葺き替えが完了したという。それでは、葺き替えに用いられた木材は、どこからどのようにして運搬されたのだろうか。次の記事に注目したい<sup>22</sup>。

大匠美濃ノ国郡上郡美田ノ庄下田村忠大夫国真、葺樽二万五千支也、両頭ハクサマキ也、於テ美濃ノ国郡上郡ノ内美田ノ庄ニ取之、流シ下テ津嶋ノ海ヨリ三河ノ国吉良ノ庄細路ノ浜ニ付テ運ヒ上ケ畢、増恵法眼彼ノ庄ノ奉行在ル之故也、

これによれば、美濃国郡上郡の山あいでは伐り出された木材は、木曾三川と伊勢湾の結節点たる尾張国海西郡の津島へ向けて流され、さらに、知多半島を回して三河湾に入り、三河国吉良郡の浜辺に到ったことがわかる。おそらく、

木材は矢作川を溯り、引き上げられただろう。増恵を媒介して番匠と木材を獲得したとはいえ、この地域が伊勢湾とその後背地によって成り立っていることが理解される。

以上のように、木曾三川を通じて尾張・三河の両国と結ばれた美濃、さらには、伊勢湾を挟んで両国と向かい合う西岸の伊勢と志摩。これら五箇国が環伊勢湾世界を形成していたと考えられよう。それにもかかわらず、これを特定して表現する同時代の呼称を見出すことができない。この現象は、畿内近国と九州とのあわいに位置する「中国」地域と比較すると、より明白である。

地域名称としての「中国」の成立は、一四世紀半ばに求められる。一三四九年、備後国朝に下向した足利直冬が「中国の成敗を司り」、備中・備後・安芸・周防・長門・出雲・伯耆・因幡の八箇国を管轄する「中国探題」<sup>(23)</sup>と表現された。翌五〇年には、その直冬を打ち破るべく高師泰が「発三向中国」<sup>(26)</sup>、五四年には、將軍の足利義詮が細川頼有に対して「中国凶徒退治」<sup>(27)</sup>を命じた。五六年には、直冬を擁した山陰の山名時氏と防長の大内弘世を打倒すべく「中国討手事」<sup>(28)</sup>を論議し、細川頼之が「中国発向」<sup>(29)</sup>を命じられた。その頼之は、備前・備中・備後・安芸の四箇国の広域的支配権を行使する「中国管領」「中国の大將」<sup>(31)</sup>と呼称された。このようにして直冬と頼之に与えられた権限から、これらの「中国」が、およそ現在の中国五県の範囲を指し示すことは明らかである。したがって、九州を中心とする「西国」とは区別されうる独自の地域空間として、「中国」が自立しつつあったと位置づけられる。

室町幕府は、内乱を乗り越えるべく、中国探題のみならず、四国探題、九州探題、奥州探題、羽州探題をも設置した。これに先んじて、すでに建武政権は、陸奥將軍府と鎌倉將軍府を設置していた。これらの背景には、反転攻勢をねらう足掛かりを列島内外の諸地域につかもうとする構想をみてとることができる反面、各地域の流動的な情勢に対応せざるをえない状況をも反映していると考えられる。外部から与えられた行政区分ではあるものの、すでにそれに応じるほどの下地が存在し、広域にわたる地域単位が形成されていた証だろう。

ところが、環伊勢湾世界には、現在の東海三県におよそ相当するものの、「東海」はもとより、この地域全体をし

て表現せしめた同時代史料を見出だすことはできない。この現象をどのように理解すべきであろうか。

## 五

鎌倉幕府は、列島のほぼ全土とあらゆる階層を巻き込んだ一二世紀末の内乱によって成立した。<sup>32</sup> その過程では、幾度もの戦争を経験した。たとえば、治承五年（一一八一）、源行家の軍勢と平重衡の軍勢が、尾張と美濃との国境を画した墨俣川で合戦に及んだ。寿永二年（一一八三）に至るや、「寿永二年十月宣旨」によって源頼朝による東国支配が容認され、元暦二年（一一八五）には、鎌倉幕府を媒介せずに京都朝廷の官職に就任した御家人を対象に、墨俣以東への立ち入りが幕府によって禁ぜられた。承久三年（一二二一）に降れば、幕府の軍勢と後鳥羽院の軍勢が、美濃との国境たる尾張川で衝突した。

このように書き並べると、尾張・三河を含む「東海」地域が、さながら列島の分水嶺のように位置づけられよう。ただし、それと同時に、戦場として、あるいは、緩衝地帯として設定される地域の特質をも考える必要があるのではなからうか。本書『愛知県史 通史編2 中世1』が提示する「東国と西国のはざま」（二六頁）という視点は、突き詰めれば、どこまでが東国か、どこからが西国か、明確な線引きを要求する事態に陥りかねない。しかしながら、実体としても、観念としても、その線引きが困難であることは言うまでもなく、この視点は、むしろ独特の地域として認識させない、没個性ならしめる評価と言えよう。したがって、広く「東海」を、東国でもない、西国でもない、両者の境界でもない、従属的ではない個性的な地域と設定して、地域の個性を見出だす必要があるのではなからうか。そこで、京都朝廷の監視と西国諸国の統治のために鎌倉幕府が設置した、六波羅探題に注目したい。なぜならば、六波羅探題の裁判管轄区域が一定せず、「東海」を管轄する行政機関が幾度も変更されたからである。文暦二年（一二三五）には、六波羅探題が加賀・美濃・尾張の三箇国以西を、鎌倉が能登・越中・飛騨・信濃・三河の五箇国以東

をそれぞれ管轄した<sup>(33)</sup>。その後、永仁五年(一二一九)に降ると、三河が六波羅探題の管轄下に編入された<sup>(34)</sup>。元応元年(一二三九)に至るや、越前・近江・伊賀・大和・紀伊の五箇国以西が六波羅管轄下へと変更されたものの、翌年には旧態に復した<sup>(36)</sup>。

してみれば、「東海」は、軍事的にも、行政的にも、位置づけが不安定な地域ではなかったであろうか。先に述べた内乱では、尾張・三河の有力者が積極的に戦争に参加し、それぞれが置かれた立場によって独自の動向、位相を見せたことが知られる。戦場に赴かずとも、どっちつかず、あるいは、両属の立場を保持しえた勢力も存在したであろう。

つまるところ、「東海」は、まとまりがない、あるいは、まとまれない、まとまる意思がない、まとまる必要がない地域とは言えまいか。管轄する行政機関が幾度となく変更された事態を、そのような「東海」諸国を押し付け合った様相として解釈することはできないだろうか。わけても、それ以前の六波羅探題下から、新たに三河・伊勢・志摩の三箇国を政所の管轄に、尾張・美濃・加賀の三箇国を問注所に付け替えた元応元年(一二三九)の変更では、これが「孔子」(籤)によって裁定されたとする『鎌倉年代記裏書』の記述が興味深い。中間地帯、境界地帯という没個性的な地域像よりも、外部の政治権力の手を焼かせ、結果として、たらいまわしにされた厄介な地域としての像を描き出した。

そのありさまは、やはり、矛盾や対立、葛藤が表出する内乱に見出だされる。本書『愛知県史 通史編2 中世1』の第二章・第三章が詳述するように、承久の乱や室町幕府成立期の内乱、応仁・文明の乱などに、「東海」の諸勢力が複雑な動きを見せている。あるいは、本書が述べない鎌倉幕府成立期の内乱にても、この地域の諸勢力によって流動的な情勢が繰り広げられていたかもしれない。いずれにせよ、このような自立的な動向が「東海」の底流に内在し、戦争を招き寄せていたのではないだろうか。もはや一体としてすら認識されえないまでに、突出した求心力を生み出したい地域であったかもしれない。

## 六

中世の京都には、「京に、筑紫へ、坂東さ」という言葉があった。明応五年（一四九六）、連歌師の宗祇は、そのいわれを次のように語っていた。<sup>(38)</sup>

宗祇談、京ニ、ツクシへ、坂東サ、

京ニハ、イツクニユクナト云、筑紫ニハ、イツクヘユクト云、坂東ニハ、イツクサユクト云、（中略）如<sub>レ</sub>此境談アリ、

京都（「京」）では「に」、九州（「筑紫」）では「へ」、関東（「坂東」）では「さ」を用いる。このような方向を示す助詞の相違が、列島を旅して言葉にも敏感な宗祇から三条西実隆に伝えられた。そして、その土地土地の「境談」（方言）に接した京都の実隆が、強い関心を寄せていることがわかる。この言葉は、すでに元亨四年（一三二四）本の『遍口鈔』にも書き留められているという。<sup>(39)</sup>首都としての圧倒的な優位が崩れ、列島内外の個性的な諸地域に無関心ではいられなくなった人びとが登場したのである。京都とは異なる諸地域に注目する人びとの視線とその関心は、地域史研究のあるべき姿に通じるものではないだろうか。みずからの立場を絶対視することなく、多様な諸地域の実状を見つめ、その声を掬い上げる営みこそ重要であろう。

国家や権力へと収斂される統合的な契機に注目する中央史研究、「日本」史研究の視点と、列島の多元性を強調して分裂的な契機に注目する地域史研究の視角は、列島史を理解する車の両輪であり、二者択一の関係にあるものではない。本書『愛知県史 通史編2 中世1』は、後者の立場から「愛知中世史」を叙述したすぐれた成果であり、ここで若干の疑問を書き連ねたものの、貴重な素材が数多く提供されている。多くの紙数を費やし、無遠慮な意見を述

べたが、その非礼をおわびするとともに、論旨の誤読や独りよがりな曲解もあろうかと恐れ、あわせてご海容を願うものである。

末筆ながら、長きにわたり、事務局として愛知県史編纂事業を推し進め、執筆、校正、資料照合という刊行作業を全面的に担った、県史編さん室(当時)のみなさまに感謝するとともに、愛知県公文書館(現在)のみなさまには、これ以降も続く資料の収集と保存、公開にご尽力いただくことを強くお願いしたい。

## 注

- (1) なお、愛知県公文書館のホームページには、『愛知県史』各巻の目次および正誤表、オープンデータなどが掲載され、そのうち、「バーチャル文書館」には、「愛知の歴史資料」「愛知の歴史年表」などが公開されている。
- (2) 網野善彦『日本中世土地制度史の研究』(瑞書房、一九九一年)など。
- (3) 工藤敬一『荘園制社会の基本構造』(校倉書房、二〇〇二年)、工藤敬一「特集2 工藤敬一氏インタビュー 歴史学は地域とどう向き合うか」(LINK 地域・大学・文化)五号、二〇一三年)。
- (4) 石母田正『中世的世界の形成』(岩波書店、一九八五年、初出一九四六年)。
- (5) 河音能平『中世社会成立期の農民問題』(同『中世封建制成立史論』東京大学出版会、一九七二年、初出一九六四年)。
- (6) 永原慶二『荘園』(吉川弘文館、一九九八年)。
- (7) 島津忠夫「解説」(島津忠夫校注『宗長日記』岩波書店、一九七五年)。
- (8) 大隅和雄「歴史資料としての紀行文文学」(同『中世 歴史と文学のあいだ』吉川弘文館、二〇一一年、初出一九八九年)、大隅和雄「紀行文と中世の文化」(同『中世 歴史と文学のあいだ』吉川弘文館、二〇一一年、初出一九九〇年)、中根千絵・森田貴之編『愛知で知る読む日本文学史15講—古典の聖地巡礼—』(三弥井書店、二〇一七年)。
- (9) 『清水三男著作集1 上代の土地関係』(校倉書房、一九七五年)、『清水三男著作集2 日本中世の村落』(校倉書房、一九七四年)、『清水三男著作集3 中世荘園の基礎構造』(校倉書房、一九七五年)など。
- (10) 『定光寺祠堂帳』(『愛知県史 資料編14 中世・織豊』六六、『瀬戸市史 資料編3 原始・古代・中世』二九二)。

- (11) 『血脈衆』(『愛知県史 資料編10 中世3』一〇五、『新編東浦町誌 資料編3 原始・古代・中世』二二二)。
- (12) 『小師牒』(『愛知県史 資料編10 中世3』四〇八、『新編東浦町誌 資料編3 原始・古代・中世』二二三)。
- (13) 金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』(大明堂、一九八五年)。
- (14) 永原慶二『荘園支配と中世村落』(同『日本中世社会構造の研究』岩波書店、一九七三年、初出一九六二年)、永原慶二『中世村落の構造と領主制—小村Ⅱ散居型村落の場合—』(同『日本中世社会構造の研究』岩波書店、一九七三年、初出一九六二年)、戸田芳実『日本領主制成立史の研究』(岩波書店、一九六七年)、石井進『荘園と地名』(同『中世史を考える』校倉書房、一九九一年、初出一九七一年)、石井進『中世武士団』(講談社、二〇一一年、初出一九七四年)、吉田敏弘『中世村落の構造とその変容過程—小村Ⅱ散居型村落』論の歴史地理学的再検討—』(『史林』六六卷三号、一九八三年)、石井進『地頭の開発』(同『鎌倉武士の実像—合戦と暮しのおきて—』平凡社、二〇〇二年、初出一九八七年)、石井進『中世の荘園と村』(網野善彦・石井進・上横手雅敬・大隅和雄・勝俣鎮夫『日本中世史像の再検討』山川出版社、一九八八年)。
- (15) 『園太暦』正平六年(一二三二) 一二月二八日条(『愛知県史 資料編8 中世1』一三三三)。
- (16) 林屋辰三郎『内乱のなかの貴族—南北朝と「園太暦」の世界—』(吉川弘文館、二〇一五年、初出一九七五年)、松園斉『園太暦』(洞院公賢)『最後の王朝貴族—』(元木泰雄・松園斉編『日記で読む日本中世史』ミネルヴァ書房、二〇一一年)。
- (17) 『沙石集』巻九(『愛知県史 資料編8 中世1』四五七)。また、『新編日本古典文学全集52 沙石集』(小学館、二〇〇一年)。なお、この『沙石集』の説話をもとにしたと思しき記事が、『続本朝通鑑』文永八年(一二二七)六月条にみえる。
- (18) 『瀧山寺縁起』(『愛知県史 資料編14 中世・織豊』五五)。
- (19) 服部光真『瀧山寺縁起』と中世の地域社会』(『年報中世史研究』三八号、二〇一三年)。
- (20) 『瀧山寺縁起』(『愛知県史 資料編8 中世1』二〇七)。
- (21) 『瀧山寺縁起』(『愛知県史 資料編8 中世1』三三六)。
- (22) 『瀧山寺縁起』(『愛知県史 資料編8 中世1』三四四)。
- (23) 網野善彦『「中国」という地域名』(『南北朝遺文 中国四国編 月報2』東京堂出版、一九八九年)、岸田裕之『中国』(『日本史大事典4』平凡社、一九九三年)、岸田裕之『講演録で読む中国地域の戦国時代史』(清文堂出版、二〇一九年)。
- (24) 『太平記』巻二七「秦の趙高の事」。

- (25) 『師守記』貞和五年(一二四九)四月二日条。
- (26) 『祇園執行日記』観応元年(一二五〇)六月二日条。
- (27) 文和三年(一二五四)八月二五日「足利義詮軍勢催促状」(『南北朝遺文 中国四国編』二六三九)。
- (28) 『園太暦』延文元年(一二五六)四月三〇日条。
- (29) 『園太暦』延文元年(一二五六)五月二日条。
- (30) 『後深心院関白記』康安二年(一二六二)七月二十九日条。
- (31) 『太平記』卷三六「山名豆州美作の城を落とす事」。
- (32) 石母田正『平家物語』(岩波書店、一九五七年)、川合康『源平合戦の虚像を剥ぐ―治承・寿永内乱史研究―』(講談社、二〇一〇年、初出一九九六年)、川合康『鎌倉幕府成立史の研究』(校倉書房、二〇〇四年)、上杉和彦『戦争の日本史6 源平の争乱』(吉川弘文館、二〇〇七年)。
- (33) 文暦二年(一二三五)七月二三日「関東御教書写」(『愛知県史 資料編8 中世1』二四四)。
- (34) 永仁五年(一二九七)九月日「東大寺学侶等解状案」(『愛知県史 資料編8 中世1』五九一)。
- (35) 『鎌倉年代記裏書』元応元年(一二一九)五月五日条(『愛知県史 資料編8 中世1』七六八)。
- (36) 『鎌倉年代記裏書』元応二年(一二二〇)九月二日条(『愛知県史 資料編8 中世1』七八八)。
- (37) 『鎌倉年代記裏書』元応元年(一二一九)五月五日条(『愛知県史 資料編8 中世1』七六八)。
- (38) 『実隆公記』明応五年(一四九六)正月九日条。
- (39) 横井清「言の葉」(同『花橘をうゑてこそ―京・隠喩息づく都―』三省堂、一九九三年)。